

## 市議会 4 月臨時会 行政報告（4 月 2 8 日）

市議会 4 月臨時会に当たり行政報告いたします。

### 生活保護に係る訴訟について

はじめに、生活保護に係る訴訟について御報告いたします。

令和 3 年 6 月 1 1 日に、市内松岡の高橋秀治氏が原告となり、当市を相手に、保護決定変更処分取消しに係る訴訟が新潟地方裁判所に提出されました。

この訴訟は、当市が令和 2 年 4 月 2 3 日付けで原告に対して行った、生活保護法による生活扶助の冬季加算、月額 9, 0 3 0 円を同年 5 月 1 日から削除した変更処分について、原告はその当時、早朝から新聞配達の仕事をしており、その時間帯は暖房が必要となることから、原告が就業していた同年 5 月から 7 月までの 3 箇月分の冬季加算の削除を取り消すよう求めたものであります。

この判決が令和 4 年 3 月 1 7 日に言い渡され、判決の主文は、「1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。」ものであります。

これは、冬季加算額が要保護者の所在地域において、気候条件や一般的な暖房需要等を考慮して定められたもので、個人の就労状況等の個別具体的事情による暖房需要を考慮することを予定した制度であると認めることはできないとして、原告の訴えを退けたものであります。

このような市の主張を全面的に認めていただいた判決内容となっておりますが、去る 4 月 7 日、原告から控訴状の提出がありましたので、2 審におきまし

ても、引き続き、厳正に対処してまいりたいと考えております。

## **松くい虫防除薬剤飛散事故に係る訴訟について**

次に、松くい虫防除薬剤飛散事故に係る訴訟について、御報告いたします。

令和元年6月7日に、渡邊党氏ほか1名が原告となり、当市を相手に、新潟地方裁判所新発田支部で、裁判が進められておりました。

この訴訟につきましては、当市が委託事業として、平成28年6月8日に実施した紫雲寺地域の松くい虫防除事業において、薬剤散布地域に隣接する原告の所有地内にある無農薬栽培の果樹園に、薬剤が飛散したとして、当市に、損害総額45,574,135円の一部として、損害賠償金15,122,008円等を求めたものであります。

本年3月30日に判決が言い渡され、判決主文は、「1、原告の請求をいずれも棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。」ものであります。

これは、争点である松くい虫防除作業実施についての、市職員の故意又は過失及び国家賠償法第一条第一項の違法性と、市の説明義務違反があったとする原告の主張は認められず、原告の訴えは、いずれも理由がないので棄却することとしたものであります。

このような市の主張を全面的に認めていただいた判決内容となっておりますが、去る4月12日、原告から控訴状の提出がありましたので、第2審におきましても、引き続き、厳正に対処してまいりたいと考えております。

ただいま御報告いたしました2件の訴訟については、今後、2審に向けた顧問弁護士との委託契約の締結、着手金の支払い、東京高等裁判所への顧問弁護士及び市職員の旅費等が必要なことから、詳細が決まりましたら、当該経費について、適切な時期に補正予算案件として提案したいと考えておりますので、あらかじめ御了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。